第3号議案

**日進西中学校PTA規約（改正案**）

1. **総　則**

第　１条　本会は日進西中学校PTAと称し事務局を日進西中学校に置く。

第　２条　本会はPTA活動を推進し、生徒の教育的環境の整備と福祉増進及び教育の発展を図ることを目的とする。

第　３条　本会は日進西中学校に在学する生徒の保護者並びに同校の教職員及び本会の主旨に賛同する者で組織し、営利的、宗教的、政治的活動にはいかなる関係も持たない。

第　４条　本会は第2条の目的達成のため次の活動を行う。

　　　　　１　学校教育環境の整備・保健厚生に関する事業

　　　　　２　PTA活動・学校教育の理解への活動の発展に関する事業

　　　　　３　会員の親睦と研修に関する事業

　　　　　４　生徒の地域での健全な生活・活動に関する事業

　　　　　５　学校教育の援助に関する事業

６　その他目的達成に必要な事業

７　慶弔金及び愛知県小中学校PTA連絡協議会安全互助事業への加入

1. **機　関**

第　５条　本会は次の機関を置く

①総　会　　②役員会　③　理事会　④　幹事会　⑤　会計監査　⑥　顧問会

第　６条　総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関であり、理事会の決定に従って会長が招集する。

　　　　　１　定期総会は、年1回、年度初めに開催する。

　　　　　２　臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催することができる。

第　７条　総会は次の事項を決議する

１　役員の承認に関すること

２　予算・決算の承認に関すること

３　事業に関すること

４　規約に関すること

５　その他、運営に必要なこと

第　８条　総会は、前条のうち決算の承認をするにあたり、事前に会計監査を受ける。

第　９条　役員会は、会長が必要と認めたときに開催し、細則の改廃及び本会の重要な各種原案の作成企画を行う。

第１０条　理事会は役員及び理事を以て組織する。

第１１条　理事会は、次の事項を決議する。①総会上程事項の承認　②　総会の決議事項の処理及び各種原案の作成企画　③細則の改廃及びその他本会の重要な事項。また委員会の活動計画の審議・調整・処理をする。なお緊急事項については理事会をもって総会に変えることができる。但し総会において報告・承認を受ける。

第１２条　幹事会は役員・幹事を以て組織する。幹事会は総会の決議事項を処理し、総会の決議事項に準ずる事項を決議する。幹事会は事業遂行のため常置委員会を設ける。委員会に関する細則は別に定める。

第１３条　顧問会は、会長及び顧問を以て構成する。顧問会は、諮問機関として諸問題発生時に会長が招集し開催する。助言などをおこない会長を補佐する。

第１４条　本会の議事の決定は、出席者の過半数を以て決める。可否同数の場合は会長の採決による。

第１５条　全ての会議の議長は、会長が充たる。

1. **役　員**

第１６条　本会は次の役員を置く。教員以外の役員選出に関する細則は別に定める。

１　会　　　長　1名　会長は本会を招集し、代表して会務を統括する。

２　副会長　2名　会長を補佐し、会長の業務遂行に支障があるときはこれを代行する。1名は母親代表が充たる。

３　事務局顧問　1名　校長が充たる。

　　　　　　　　　　　　　会長・副会長を助け、この会の活動を調整し円滑に進める。

４　事務局補佐　1名　教員代表者が充たり、書記・会計に係わる事務を総攪する。

　　　　　　　　　　　　　事務局顧問を助け、この会の活動を調整し円滑に進める。

５　書　　　記　2名　庶務事項を分掌する。（保護者1名・教員1名）

６　会　　　計　2名　会計事項を分掌する。（保護者1名・教員1名）

７　会計監査　2名　会計を監査し、総会において報告する。

第１７条　役員の任期は1年とする。但し重任を妨げない。

任期満了後も、後任者が就任するまで、引き続きその任に充たる。

なお欠員の生じた場合、後任者の役員の任期は前任者の在任期間とする。

1. **幹　事　及び　顧　問**

第１８条　幹事は会員の互選により選出する。選出に関する細則は別に定める。

第１９条　本会は顧問を置き会長の諮問に応ずる。細則は別に定める。

第２０条　幹事の任期は1年とする。

　　　　　任期満了後も、後任者が就任するまで、引き続きその任に充たる。

**第５章　経　費**

第２１条　本会の会員は会費を納入し、その額は総会で決定する。

なお会費に関する細則は別に定める。

第２２条　本会の経費は会費及び補助金、寄付金、事業収入を以て充てる。

第２３条　本会の会計年度は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第２４条　慶弔金は本会計から支出する。規定に関する細則は別に定める。

第２５条　愛知県小中学校PTA連絡協議会安全互助事業費は本会計から支出する。

規則に関する細則は別に定める。

**付　則**

１、本会規約の実施に関する細則を必要に応じて別に定めることができる。

本規約は昭和５３年５月１７日より実施する。

本規約は昭和５５年５月　２日より一部改正

本規約は昭和５８年４月２７日より一部改正

本規約は昭和６２年４月２７日より一部改正

本規約は平成　５年４月２３日より一部改正

本規約は平成　９年４月２８日より一部改正

本規約は平成１０年４月２３日より一部改正

本規約は平成１４年４月１８日より一部改正

本規約は平成１９年４月２５日より一部改正

本規約は平成２０年４月２５日より一部改正

本規約は平成２７年４月１６日より一部改正

本規約は平成２９年４月２０日より一部改正

本規約は平成３１年４月２２日より一部改正

**細　則**

第　１条　役員選出に関して規約第１６条に定める規定はこの細則による。

　　　　　１：会　長　前年度副会長がこの職務に充たる。

　　　　　２：副会長　各小学校区から交互選出される。

また母親代表に関しては、前年度書記がこの職務に充たる。

　　　　　３：書　記　各小学校区から交互選出される。

　　　　　４：会　計　各小学校区から交互選出される。

５：会計監査　各小学校区から交互選出される。もう1名は前年度の会計が充たる。

第　２条　幹事選出に関して規約第１８条に定める規定はこの細則による。

　　　　　１：幹事数は合計で５０名程度とし、年度によって必要な人数を定める。

　　　　　２：選出会を行い、立候補及び互選で幹事を選出する。

　　　　　３：選出の対象者は、前年度２年生の保護者とする。委任状を提出した保護者に関しても対象とする。また、前年度１年生の保護者の立候補者に関しては対象者とする。

　　　　　４：幹事候補者対象外として、選出会迄に地域で子供に関する役員に内定している保護者

もしくは当校PTA役員・理事・幹事および日進市少年防犯活動推進委員〈愛防〉経験者と確認できている保護者とする。

第　３条　顧問に関しての規約１９条に定める規定はこの細則による。

１：顧問は退任会長及び退任母親代表が充たる。任期は３年とする。但し重任は妨げない。

第　４条　規約第１２条に定める委員会に関する規定はこの細則による。

１：本会の委員会は、厚生委員会、広報委員会、研修委員会、地域委員会の４部門とし、本会の活動を分担し企画、実施する。

◎厚生委員会　教育環境の整備・保健厚生に関する事業等の推進。

◎広報委員会　PTA活動・学校教育の広報に関する事業等の推進。

◎研修委員会　会員の親睦と研修に関する事業等の推進。

◎地域委員会　生徒の地域での健全な生活・活動に関する事業等の推進。

２：委員会は、委員長、副委員長を幹事の中からそれぞれ１名選出する。

３：委員長は委員会を招集し、その会を総括する。副委員長は委員長を補佐し委員長が業務遂行に支障きたす場合は、これを代行する。

第　５条　規約第２１条に定める会費に関する規定はこの細則による。

１：本会費は年額1世帯１，２００円とする。

２：年度の途中で入会については、翌月以降からの会費とする。

３：年度の途中で退会については、翌月以降の会費を払い戻す。

第　６条　規約第２４条に定める慶弔規定については下記の表とする。

|  |
| --- |
| **慶　弔　規　定** |
| 運用者 | 死　亡 | 病気・災害・見舞 | 慶祝 |
| 香　典 | 供　物 | 会葬者 |
| 保護者 | 5,000円 | 生花一基 | 会長、校長、地区委員、担任 | 役員の協議によりその都度決定 | 役員の協議によりその都度決定 |
| 教職員 | 5,000円 | 生花一基 | 会長、校長、生徒代表 |
| 生　徒 | 5,000円 | 生花一基 | 会長、校長、担任、地区委員、生徒代表 | 入院2週間以上　　　　5,000円校長、担任 |
| その他 |  |  | 会長、校長 | 役員の協議によりその都度決定 |
| 備　考 |  |

第　７条　規約第２５条に定める安全互助事業に関する規定はこの細則による。

１：愛知県小中学校PTA連絡協議会が運営する安全互助事業の「安全互助事業規則」に則り運用する。

第　８条　書記・会計・会計監査及び地域委員会の中から若干名選出し、各小学校区の家庭教育推進委員会の支援を行う。

第　９条　この細則の改廃は、理事会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

**付　則**

本細則は、平成31年4月22日より実施する。